

ローンカード規定

第1条 (カードの利用)

ローンカード（以下、「カード」といいます。）は、カードローン取引の契約者（以下「契約者」といいます）による、次の取引に利用することができます。

但し、停電・故障、提携先のATMの利用条件等により、次の全部または一部を行うことが出来ない場合があります。

- ①当社の現金自動支払機・現金自動預金機・振込機・現金自動預入払出兼用機（以下を総称して「ATM」といいます。）を使用するカードローン取引による当座貸越の貸越元金の引出し（以下、カードローン取引による貸越元金の引出しを単に「引出し」といいます。）。
- ②当社がオンラインATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等のATMを使用する引出し。
- ③当社および当社がオンラインATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、本条②に規定する金融機関等と総称して、「提携先」といいます。）のATMを使用するカードローン取引による当座貸越の貸越元金〔または利息〕の返済（以下、「入金」といいます。）。
- ④当社のATMを使用する引出しの代り金を振替により振込資金とする、振込の依頼。
- ⑤その他当社所定の取引。

第2条 (ATMによる引出し)

- (1) ATMを使用する引出しを行う場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMを使用する引出しの金額は、ATMの機種により当社または提携先所定の金額（当社の金額は当社ATMコーナーに掲示する金額）単位とし、1回あたりの引出しの金額は、契約者が当座貸越を利用できる金額（以下「貸越限度額」といいます。）の範囲内で、かつ当社または提携先所定の金額（以下「1回あたりATM引出し限度額」といいます。当社の金額は当社ATMコーナーに掲示する金額）の範囲内とします。
また、1日あたりの引出しの金額は、貸越限度額の範囲内で、かつ当社所定の金額（以下「1日あたりATM引出し限度額」といいます。）の範囲内とします。
なお、ATMを使用する引出しの限度額は、契約者が、書面その他の当社所定の方法により申出、当社が承認した場合は上記限度額の範囲内で変更することができます。
- (3) ATMを使用する引出しを行う場合に、引出しの金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額がATM引出し限度額または貸越限度額を超えるときは、その引出しはできません。
- (4) ATMを使用して引出しを行う場合に、引出しの金額に対する第6条第1項に規定するATM利用手数料金額が、利息制限法その他の法令に定める上限を超えるときは、その引出しはできません。

第3条 (ATMによる入金)

- (1) ATMを使用してカードにより入金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMを使用する入金は、ATMの機種により当社または提携先所定の種類の紙幣および硬貨（当社所定の紙幣および硬貨の種類はATMコーナーに掲示する紙幣および硬貨の種類）に限り、また、1回あたりの入金は、当社または提携先所定の枚数（当社の枚数は、ATMコーナーに掲示する

枚数)の範囲内とします。

第4条 (ATMによる振込)

- (1) 当社の ATM を使用する引出しの代り金を振替により振込資金として振込の依頼をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証その他の当社所定の事項を正確に入力してください。この場合払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM を使用する 1 回あたりの振込の金額および 1 日あたりの振込の金額は、当社 ATM コーナーに掲示する金額の範囲内とします。
なお、ATM を利用する振込の限度額は、契約者が、書面その他の当社所定の方法により申出を受け、当社が承認した場合は上記限度額の範囲内で変更することができます。
- (3) ATM を使用して振込を依頼する場合に、振込金額と第 6 条第 1 項に規定する ATM 利用手数料金額および同条第 2 項に規定する振込手数料との合計額が、契約者の当座貸越を利用できる金額または当社所定の 1 回あたりまたは 1 日あたりの引出しの限度額を超えるときは、その振込はできません。
- (4) ATM を使用する振込を依頼する場合に、振込にかかる引出しの金額に対する第 6 条第 1 項の ATM 利用手数料金額が、利息制限法その他の法令に定める上限を超えるときは、その振込みはできません。
- (5) 振込については、この規定によるほか、当社の振込規定に従います。

第5条 (ATMによる振替入金)

- (1) ATM を利用して振替入金可能な商品（当社 ATM コーナーに掲示する商品）について振替入金をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードおよび振替入金先の通帳を挿入し、届出の暗証その他の当社所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による 1 日当りの振替入金は ATM コーナーに掲示する金額の範囲内（ATM 利用限度額は、書面その他の当社所定の方法により申出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。

第6条 (ATM利用手数料)

- (1) ATM を使用する引出し（振込のための引出しを含みます・以下同じ。）または入金をする場合、当社および提携先所定の ATM の利用に関する手数料（以下、「ATM 利用手数料」といいます。当社の手数料は当社 ATM コーナーに掲示する手数料）をいただきます。
この場合の ATM 利用手数料はその引出しまたは入金をした当座貸越口座から払戻請求書によらず当座貸越により引落します。なお、提携先の ATM 手数料は、当社が引落としのうえ、当社から提携先に支払います。
- (2) ATM を使用する振込を依頼する場合には、当社 ATM コーナーに掲示する振込手数料を、振込資金の引出し時に、払戻請求書なしで、その引出しをした当座貸越口座から当座貸越により引落としします。

第7条 (ATM故障時の取扱い)

- (1) 停電・故障等により ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより引出すことができます。提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより入金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしませ

ん。

- (3) 第1項による引出しを行うときは、当社所定の払戻請求書等に氏名・金額および届出の暗証等を記入のうえ、カードとともに提出してください。ただし、引出しについては当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度とします。
- (4) 停電、故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第1項および前項の手続きならびに振込依頼書の提出をすることにより振込の依頼をすることができます。

第8条（当座貸越口座の利用状況の通知）

当座貸越口座の利用状況については、カードによる貸越または返済の都度ご利用控等を交付するほか、当社所定の期日に利用明細を送付して通知します。

なお、引出しの金額とATM利用手数料金額ならびに振込手数料金額との合計額をもって表示し通知します。

第9条（カード・暗証の管理等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して引出し・引落しをしたうへは、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。ただし、この引出し・引落しがATMを使用したものであり、かつ偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当社の責任については、第10条および第11条によります。
- (3) 当社の窓口において前項と同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱った場合には、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。

第10条（偽造カード等による引出し等）

- (1) 偽造または変造カードによるATMを使用した引出しについて、契約者本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該引出しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。
- (2) 前項は、前条第3項により、窓口でなされた引出しまたは振込には適用されません。

第11条（盗難カードによる引出し等）

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じたATMによる引出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該引出しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該引出しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が

行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた引出しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。

ただし、当該引出しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- （3）前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な引出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- （4）第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該引出しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があること
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- （5）本条は、第9条第3項により窓口でなされた引出しには適用されません。

第12条（届出事項の変更、カード紛失・盗難、カード再発行等）

- （1）カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から当社所定の書面によって当座貸越口座の取引店（以下「取引店」といいます。）に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる引出し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第10条および第11条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- （2）前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- （3）氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- （4）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。
- （5）前2項の届出の前に生じた損害については、第10条および第11条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
- （6）届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (7) カードを失った場合のカードの再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (8) カードを再発行する場合には、当社 ATM コーナーに掲示する再発行手数料をいただきます。
- (9) 届出の暗証は、当社 ATM を使用して変更することができます。変更には ATM の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し届出の暗証その他の所定の事項を入力して下さい。この場合、第 3 項による書面による届出の必要はありません。

第 13 条 (ATM への誤入力等)

ATM の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先の ATM を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第 14 条 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座貸越口座を解約する場合には、当社所定の書類に届出の印章により記名捺印して、そのカードとともに取引店に申し出て下さい。
- (2) カードローン兼当座預金取引規定により、当座貸越口座が解約された場合は、カードを取引店に返却してください。
- (3) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことりすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (4) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社の窓口において当社所定の本人確認書類および停止解除の書類等の提示を受け、当社所定の方法で本人であることを確認できたときは停止を解除します。
 - ① 第 15 条に定める規定に違反した場合
 - ② 当座貸越口座に関し、最終の貸越元金の引出しまたは返済から当社が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

第 15 条 (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第 16 条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 17 条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当社のカードローン兼当座預金取引規定および振込規定により取扱います。

以上